

南房総市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の名称を次のとおり変更することとなったので、同条の規定により告示する。

なお、この告示は、平成18年3月20日からその効力を生ずるものとする。

平成18年3月20日

南房総市長職務執行者 遠藤 一郎

平成18年3月20日の合併前日における富浦町の区域内の町（字）の名称を次のとおり変更する。

新たな町（字）の名称	従前の町（字）の名称
富浦町青木	青木
富浦町居倉	居倉
富浦町大津	大津
富浦町多田良	多田良
富浦町手取	手取
富浦町豊岡	豊岡
富浦町南無谷	南無谷
富浦町丹生	丹生
富浦町原岡	原岡
富浦町深名	深名
富浦町福澤	福澤
富浦町宮本	宮本

平成18年3月20日の合併前日における白浜町の区域内の町（字）の名称を次のとおり変更する。

新たな町（字）の名称	従前の町（字）の名称
白浜町乙浜	乙浜
白浜町白浜	白浜
白浜町滝口	滝口
白浜町根本	根本

平成18年3月20日の合併前日における千倉町の区域内の町(字)の名称を次のとおり変更する。

新たな町(字)の名称	従前の町(字)の名称
千倉町宇田	宇田
千倉町大川	大川
千倉町大貫	大貫
千倉町川合	川合
千倉町川口	川口
千倉町川戸	川戸
千倉町北朝夷	北朝夷
千倉町久保	久保
千倉町忽戸	忽戸
千倉町白子	白子
千倉町白間津	白間津
千倉町瀬戸	瀬戸
千倉町千田	千田
千倉町平磯	平磯
千倉町平館	平館
千倉町牧田	牧田
千倉町南朝夷	南朝夷

平成18年3月20日の合併前日における丸山町の区域内の町(字)の名称を次のとおり変更する。

新たな町(字)の名称	従前の町(字)の名称
石神	丸本郷元石神
古川	海発
丸山平塚	大字平塚
御子神	宮下元御子神

平成18年3月20日の合併前日における和田町の区域内の町(字)の名称を次のとおり変更する。

新たな町(字)の名称	従前の町(字)の名称
和田町石堂	石堂
和田町小川	小川
和田町海発	海発
和田町上三原	上三原
和田町上三原飛地	上三原飛地
和田町黒岩	黒岩
和田町黒岩飛地	黒岩飛地
和田町五十蔵	五十蔵
和田町小向	小向
和田町柴	柴
和田町下三原	下三原
和田町白渚	白渚
和田町白渚飛地	白渚飛地
和田町礎森	礎森
和田町中三原	中三原
和田町中三原飛地	中三原飛地
和田町仁我浦	仁我浦
和田町沼	沼
和田町花園	花園
和田町布野	布野
和田町松田	松田
和田町真浦	真浦
和田町真浦飛地	真浦飛地
和田町和田	和田